



## ミツバチの飼育届の案内について

養蜂振興法及び長崎県養蜂振興法施行細則の規定に基づき、蜜蜂を飼育している方（農作物の受粉のために飼育する場合は届出不用です）は、毎年、県知事に蜜蜂飼育届を提出することとなっています。

つきましては、町内で蜜蜂を飼育されている方は、下記の期日までに飼育届の提出をお願いいたします。

飼育届の様式は、役場産業振興課窓口にて配布いたします。様式は、長崎県のHPにも掲載されています。

ホーム>分類で探す>しごと・産業>農業>特用家畜（養蜂・馬等）に関する情報>養蜂振興法>養蜂振興法に係る届出・許可について

■飼育届の提出期限      平成30年 **10月19日(金)**

■飼育届の提出先      産業振興課 農林係

■対象飼育期間  
平成31年1月1日～平成31年12月31日までの分



産業振興課 農林係 山元  
電話 0959-56-3111